

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2024年1月(2023.12.19~2024.1.22)

法令情報

1. 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令 <政令第380号>

(2023.12.27公布、2024.4.1施行)

有機ELテレビが家電リサイクル法の対象となる対象品目(特定家庭用機器)に追加されました。

当該テレビを廃棄する事業者に適用されます。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222004/20231222004.html>

2. 水質汚濁防止法施行令 及び 建築基準法施行令の一部を改正する政令

<政令第1号>(2024.1.4公布、2025.4.1施行)

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目とされる「大腸菌群数」について、よりの確に汚染状態を捉えることができる「大腸菌数」に見直されたことを受け(2021年10月号参照)、水濁法の特定施設の指定要件に係る排水の水質に関しても「大腸菌数」にする改正等が行われました。なお、排出基準については、今後省令で定められます。

当該物質を含む水を排出する特定施設を有する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02611.html

3. 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第1号>

(2024.1.11公布、2024.4.1施行)

23.12.12公布の「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」の改正に伴う改正です。廃棄物の燃料利用等により発生する二酸化炭素がエネルギー起源CO₂に位置付けられたことに伴い、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量から、廃棄物燃料等の使用により発生する二酸化炭素について控除する変更、ガス事業者及び熱供給事業者について、電気と同様に事業者別の調整後排出係数を使用する変更等が行われました。

当該報告を行う事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195230051&Mode=1>

4. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第163号>

(2023.12.26公布、同日施行他)

これまでフレキシブルディスクに限定されていた同法に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書等の各種提出書類が、クラウド等の最新の情報通信技術を活用できるよう「電磁的記録媒体」に変更する改正等が行われました。

当該手続きを行う事業者は利用できます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230225&Mode=1>

5. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の

一部を改正する政令 <政令第382号>(2023.12.27公布、2023.12.28施行)

これまで第三者が第1種指定化学物質の排出量等の届出事項等の開示を受ける際に支払う手数料について、開示データを受け取る際の電子媒体により手数料が異なっていましたが、「電磁的記録媒体」に統一する改正が行われました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195230042&Mode=1>

6-1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

＜政令第 378 号＞ (2023. 12. 27 公布、2024. 2. 16 施行)

-2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令 <同第 379 号> (同上)

2023. 5. 19 に公布された題記法(5 月号参照)の脱炭素成長型経済構造移行推進機構の設立等に係る規定の施行日が 2024. 2. 16 に決まりました。その他同機構設立に際し必要となる事項が定められました。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231222008/20231222008.html>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について(周知依頼) (2023. 12. 18消防庁)

2023. 2. 1 に施行された改正水濁法施行令(2022. 12. 23 公布)において、一部の泡消火薬剤に含有されている PFOS 等が、水濁法第 2 条第 4 項に規定される「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(指定物質)」に追加されました。しかし、施行後においても PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出事故が発生していることより、消防庁は PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出時の対応等に関する通達を各方面宛に発布しました。

＜参考＞消防省ホームページ https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/231218_yobo.pdf

2. 2023 年度 土壌汚染対策セミナー(録画配信)の開催について (2024. 1. 15 環境省)

環境省は、土壌汚染の環境リスク及び土壌汚染対策に関する基礎的知識の普及を図るため、録画配信(YouTube)により「土壌汚染対策セミナー」を開催します。内容は、「土壌汚染対策法に基づく調査の概要」、「土壌汚染対策法に基づく措置の概要」です。配信期間は、2024. 1. 15～2. 16 です。なお、事前申し込みが必要で申込期間は、2024. 1. 15～2. 15 です。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02626.html

3. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2024. 1. 19 環境省)

株式会社かんでんエンジニアリングの全国 12 か所の PCB 汚染物の洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110951_00004.html

意見募集情報

1. 「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する御意見の募集について(2024. 1. 22厚労省)

今回、新たに1物質を「劇物」に指定、2物質(1物質は含有割合変更)を「劇物」から除外する改正がおこなわれます。新たに追加される物質は、殺虫剤等に用いられるフルペンチオフェノックス(通称)及びこれを含有する製剤です。除外される物質は、除草剤等に用いられるシクロピラニル(通称)及びこれを含有する製剤、また、除外含有割合が変更になる物質は、殺虫剤等に用いられる、ダイアジノン(通称)を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤(改正前は25%以下)です。厚労省は、2024. 2. 21 まで意見募集を行っています。※正式名称は下記ページでご確認ください。

＜参考＞電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=495230349&Mode=0>

公募情報

1. 再生可能エネルギー事業者支援事業費（駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）の導入を行う事業）補助金の公募開始（第3次）（2024.1.23 環境省）

この事業は、民間事業者等を対象に駐車場を活用したソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）並びに蓄電池等の導入支援を行うものです。設備等導入費用の1/3が補助されます。公募期限は2024.2.29です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02621.html

以 上